

部活動における熱中症警戒アラート等対応基準（令和7年度）

※環境省運用開始日 4/23～10/23

作成にあたって

これまで「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」を基に対応してきました。暑さ指数が 34°C ・ 33°C の予測値が発表された場合、「空調が整備されていない」場所の活動は中止になります。この場合、学習であれば、他の方法で学習する方法が考えられますが、部活動の場合は、他の方法で練習することができません。例えば、野球やサッカー等になります。そのため「空調が整備されていない」場所での活動を確保するために、新たに「部活動における熱中症警戒アラート等対応基準」を作成します。

※「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」… 以下、「学校対応基準」

※「部活動における熱中症警戒アラート等対応基準」… 以下、「部活動対応基準」

と表記します。

熱中症警戒アラート実施期間

学校対応基準に準じます。

熱中症警戒アラート適応範囲

土・日・祝日・夏季休業中と

6月21日～7月20日の平日の朝練習とします。

平日の日中は、学校対応基準となります。平日の午後の部活動についても、学校対応基準から部活動対応基準へ変更することは煩雑になり、対応に相違が生じる可能性があるため、学校対応基準となります。

判断基準となる情報

学校対応基準に準じますが、**一部のみ予測値ではなく実測値で判断**します。

《実測値で判断する部分》

（学校対応基準）

環境省から発表される、午前5時の船橋観測地の暑さ指数予測値が 34°C ・ 33°C で、空調が整備されていない場合は、1日活動中止。



（部活動対応基準）

環境省から発表される、午前5時の船橋観測地の暑さ指数予測値が 34°C ・ 33°C で、空調が整備されていない場合は1日活動中止となりますが、特別の場合の条件の5つの要件を満たしている場合は、**午前10時まで実測値で活動可能（午前10時までに児童生徒の完全下校完了）。実測値が 33°C 以上になった場合は、活動中止。**

「午前10時まで」の理由

環境省から発表される、船橋観測地の暑さ指数実測値で**午前10時**に暑さ指数が 33°C 以上を記録した日

	6月	7月	8月	9月
令和5年度	0日	0日	0日	0日
令和6年度	0日	1日	0日	0日

環境省から発表される、船橋観測地の暑さ指数実測値で**午前11時・正午**に暑さ指数が 33°C 以上を記録した日

	6月	7月	8月	9月
令和5年度	0日	2日	2日	0日
令和6年度	0日	5日	6日	0日

午前10時の結果は、2年間で1日のみ。午前11時・正午の結果は、2年間で15日で、午前10時以降は暑さ指数が上昇する傾向があります。この結果から、他の方法で練習することができない部活動の活動を確保するために午前10時までとします。

部活動における暑さ指数（WBGT）に応じた対応一覧

暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防 運動指針	部活動での対応	
		空調が整備されていない	空調が整備されている
35℃以上	いのちを守る行動を取る	活動中止（実測値にかかわらず中止する）	
34℃・33℃	運動中止	実測値で午前10時まで	
32℃ ・ 31℃	運動は原則中止	活動は原則中止	
	※特別の場合以外は中止する。 特に子供の場合は中止すべき。	※特別の場合の条件（学校判断で屋内外活動を行う場合） ●各学校の随時測定結果が暑さ指数33℃未満である。 ●下記の5つの要件を確認し、活動実施の可否を判断する。 ①一時救命処置かつ熱中症対処に詳しいものがある ②救護所の設置 ③救急体制の確保 ④空調の効いた部屋の確保 ⑤管理職の許可 ●活動中に33℃以上を超えたときは、活動を中止する。	
30℃ ～ 28℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	活動中に31℃以上を超えた場合、 上記の ※特別の場合の条件 を確認し、 活動継続の可否を判断する。	

★★ 空調が整備されている場所 ★★

空調が整備されている場所については、活動場所の暑さ指数（実測値）を計測し、その数値を基に、上記の対応一覧の暑さ指数に当てはめて対応します。

上記の対応一覧を基準とするが、児童生徒の状況からより厳しい対応が必要な場合は、学校独自で基準を定め、児童生徒の安全に配慮します。

対応について

環境省から発表される、午前5時の船橋観測地の暑さ指数予測値が34℃・33℃の場合、活動は原則中止となりますが、特別の場合の条件の5つの要件を満たしている場合は、**午前10時まで実測値で活動可能（午前10時までに児童生徒の完全下校完了）。実測値が33℃以上になった場合は、活動中止。**

「予測値とは」 「実測値とは」 「情報サイト」
「環境省からの情報配信」 「予測値の発表内容」
「運動量の調整、状況に応じた水分・塩分補給」 「その他」

学校対応基準に準じます。

部活動の遠征等

- （活動全般）・顧問等は、責任者と十分に連絡をとりながら活動します。
・顧問等はアラート等および活動場所の暑さ指数の数値を責任者から確認します。
・当日の責任者については、事前に決めておきます。
・土・日・祝日・夏季休業中は、顧問等はアラート等および活動場所の暑さ指数の数値を確認します。
・大会参加時は、大会主催の基準を優先します。
- （船橋市内での活動）
・船橋市に練習試合等で他校が来る場合は、船橋市の対応基準で実施することができ、千葉県内でも船橋市の対応基準より厳しくしている市町村があるため、無理強いはいしないこと。事前に説明し、参加校に判断してもらいます。
- （船橋市外での活動）
・開催地の対応基準に沿って活動します。しかし、船橋市の対応基準の方が厳しい場合は、責任者と連絡をとり、保護者へ説明をして、無理強いはいしないこと。事前に開催地の責任者等と連絡をとり、準備をしましょう。

「活動場所での暑さ指数の測定及び対応について」

- ・ 学校対応基準に準じます。
- ・ 暑さ指数計の黒球を日射に当て、地上から1.1m程度の高さとで測定します。
- ・ 値が安定してから（10分程度）測定値を読み取ります。
- ・ 測定器の設置については、日射が当たらない日陰（テント内、木陰等）、地面・朝礼台等の上に直接置くことは避けます。
- ・ 顧問等は、熱中症警戒アラートおよび活動場所における暑さ指数の数値を、責任者から確認します。

学校における判断・周知等の流れ

環境省、船橋観測地、午前5時の暑さ指数の予測値

この予測値を基に、
1日の熱中症対応が始まります。

土・日・祝日
学校閉庁日
については、
保健体育課
から
各学校への
FAX送信は
ありません。

35℃以上

活動中止

学校は児童生徒へ連絡

日中、35℃以上にならなくても、1日活動中止

★★ 空調が整備されていない場所 ★★

34℃・33℃

活動は原則中止

学校は児童生徒へ連絡

※特別の場合の条件で可否の判断
※午前10時まで実測値で活動可

★★ 空調が整備されている場所 ★★

34℃・33℃

活動は原則中止

学校は児童生徒へ連絡

※特別の場合の条件で可否の判断

32℃・31℃

活動は原則中止

学校は児童生徒へ連絡

※特別の場合の条件で可否の判断

30℃～28℃

活動中に31℃以上を超えた場合、「※特別の場合の条件」を確認し、活動継続の可否を判断

日中、暑さ指数の予測値は変化します。そのため活動中は活動場所を随時測定（実測値）をして判断します。

※パターン1（午前5時）35℃以上 →（日中）32℃・31℃ ➡ 1日活動中止

※パターン2（午前5時）34℃・33℃ →（日中）32℃・31℃ ➡ 活動は原則中止

午前10時まで・特別の場合へ

※パターン3（午前5時）32℃・31℃ →（日中）34℃・33℃ ➡ 活動中止へ・特別の場合へ

※パターン4（午前5時）30℃～28℃ →（日中）32℃・31℃ ➡ 活動は原則中止・特別の場合へ

学校は、環境省からの情報を得て、当日の活動の可否を判断します。その後の変化についても把握し、実測値を基に適切な対応をします。

3. 熱中症発生時の対応

＜熱中症発生時の応急処置フロー図＞

① 観察(熱中症を疑う症状があるか?)

- ◇めまい、失神、四肢の筋や腹筋のけいれん、筋肉痛、筋肉の硬直
- ◇大量の発汗、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、顔面蒼白
- ◇足がもつれる、ふらつく、転倒する、突然座り込む、立ち上がれない、等
- ◇高体温

あり

② 観察(意識障害の有無を確認)

- ◇ここはどこ？名前は何？今何をしてる？等の質問に答えられない
- ◇意識がない(呼びかけに答えない)
- ◇応答が鈍い、言動がおかしい

応答あり

応答なし
応答が鈍い

- 涼しい場所へ避難する
- 衣服を緩める
- 体を冷やす



- 涼しい場所へ避難する
- 衣服を緩める
- 積極的に体を冷やし、迅速に体温を下げる
＜冷却方法＞
- ・水をかけて体を濡らし、扇風機などで扇ぐ
- ・氷で首の付け根、わきの下、足の付け根など
太い血管を冷やす他、アイスタオル法やアイス
バス(※)を利用する

救急車要請

③ 観察

(自分で水分摂取できるか?)

できる

できない

- スポーツドリンクや食塩水を補給する(塩分・水分補給)

④ 観察

(症状が改善したか?)

改善した

改善しない

- 安静にして、経過観察する
- 回復しても、当日の運動は控える

重要ポイント

症状があれば必ず誰かが付き添いましょう

※ 熱中症対策としてアイスバスを利用する場合には、専門的な知識や実施方法への理解を有する者が行うこと

暑さ指数測定記録表

[illegible]